

調整器基準（KHKS 0735）の改正について

1. 主旨

調整器基準（KHKS 0735）（以下「基準」という。）は、一般消費者等の供給設備で使用される調整器の材料、構造、性能、耐久性等に関して、技術上の基準及び検査の方法を定めている。同基準では、平成 10 年 5 月の改正により、異常臭気対応型調整器について、異常臭気対応機能を付加機能と位置づけ、器具省令に規定されている技術基準を基本仕様とし、異常臭気対応に関する技術基準を別項で規定することとした。

同規定は、容量が 10 kg/h 以下の異常臭気対策を講じた自動切替式一体型調整器に限定したものであったが、今般、（一社）日本エルピーガス供給機器工業会より、異常臭気対策を講じた容量が 10 kg/h 超の自動切替式一体型調整器について安全上の問題がないことが確認されたことから、容量 10 kg/h 超への適用拡大の要望があった。そこで、これらの状況を踏まえて当該基準を見直し、改正しようとするものである。

2. 改正内容について

概要は以下の通り。詳細は新旧対照表（資料 6-2）を参照。

1) 現行法規等との整合について

本基準は、器具省令に規定されている技術基準を基本仕様としていることから、現在の器具省令（平成 23 年 11 月最終改正）との整合を図ることとする。

なお、主な改正は、器具省令にて引用している JIS の番号の変更等によるものであり、技術的な内容に抵触しないものである。

2) 容量 10 kg/h 超への適用拡大について

異常臭気対策を講じた容量が 10 kg/h 以下の自動切替式一体型調整器については、別項で技術基準を規定しており、その多くは、当該事項に関する基準について、切替（入口下限）圧力を従来の 0.10MPa から 0.15MPa へ読み替えを行うことを規定している。

異常臭気対応型調整器は、自動切替式調整器の切替（入口下限）圧力を若干高めに設定することで、従来のものより早めに予備側容器に切り替え、使用側容器の着臭剤濃度を低めに抑え、異常臭気の対策を行おうというものである。そのため、10 kg/h 以下限定の撤廃は技術基準の内容にほとんど抵触せず、また、安全上の問題もないことが確認されていることから、容量制限の撤廃を行うこととする。

なお、本基準は、その適用範囲を 30 kg/h 以下の調整器に限定していることから、従来の調整器と同様の適用範囲となる。

3) 表現の見直し等について

以上